

# 職員倫理行動綱領



社会福祉法人 慶生会

## 1. 目的

本職員倫理行動は、社会福祉基礎構造改革の理念に基づき、「対等なサービス関係の構築」及び「利用者本位のサービスの実施」を確実にするため、職員による利用者へのサービスの提供に当たって、更には職員間においての「職員の倫理行動」を明確にすることを目的とします。

## 2. 適用範囲

社会福祉法人慶生会の全職員の倫理行動に適用する。

## 3. 倫理要綱

- ① 私たち職員は、利用者の個性を理解し、利用者自ら選択、決定したことを尊重し、常に対等な立場で誠実に対応します。
- ② 私たち職員は、利用者の障害の状態、行動、性格、年齢その他いかなる理由によっても差別しません。
- ③ 私たち職員は、利用者が地域の中で市民として生活していくために、常に地域の理解と協力が得られるよう努めます。
- ④ 私たち職員は、利用者のプライバシーの保護、秘密保護、財産管理及び私的空間と時間の確保に配慮します。
- ⑤ 私たち職員は、常に利用者の声をよく聞き、悩んでいる時、或いは利用者から援助を求められたときは、適切に解決するように努めます。
- ⑥ 私たち職員は、利用者への励ましと称賛を忘れず、一人一人が安心と誇りを持って暮らせる施設生活を、利用者と共につくります。
- ⑦ 私たち職員は、専門性を高めるために常に研究に努めるとともに、望ましい社会人としての言動や身だしなみに配慮します。
- ⑧ 私たち職員は、職員相互の人権を尊重するとともに、性、年齢、社会的出身、宗教、障がい、意見及び表現に対するいかなる差別並びに干渉をいたしません。
- ⑨ 私たち職員は、他職種職員と協働して利用者の問題解決・サービスの質の向上に努めます。

#### 4. 行 動

- ① 職員は、何時如何なる場合も、どんな理由があっても、利用者に対し体罰、身体拘束等の行為をしてはなりません。
- ② 職員は、利用者に対し高圧的、乱暴な言動をしません。  
嘲笑・からかい・考えの押しつけ・無視・命令的・決めつけの言葉・権威的態度
- ③ 職員は、「〇〇しないと△△してあげないよ」のような交換条件による対応をしてはいけません。
- ④ 職員は、「〇〇しなさい」「だめよ！」「どうして〇〇するの」のような命令語、禁止語、叱責語をしません。
- ⑤ 職員間及び利用者に対し年齢に相応しい敬称をつけて呼びます。当法人・各施設では「〇〇さん」と呼ぶことを原則とし、呼び捨てやあだ名「くん、ちゃん」呼びは基本的にはしません。但し、本人及び保護者が了解すれば問題ないものとします。
- ⑥ 職員相互での「先生」呼び、及び利用者、職員間においての「先生」呼称は極力しない様にします。
- ⑦ 出勤時、退勤時の挨拶は、職員相互と同様にハッキリと礼節をもって行います。
- ⑧ 排泄、入浴介助等は同性介助を原則とし、職員は何時如何なる場合もセクシャルハラスメント等に反する行為をしてはなりません。
- ⑨ 利用者と職員間の金銭の貸借はしてはなりません。
- ⑩ 利用者からの金品の受け取りはしてはなりません。  
(利用者の了解を得られない場合は、理事長・施設長の判断を仰ぐ)

#### 5. インフォームドコンセント

利用者が選択・合意に必要な十分な情報を提供するよう努めます。

#### 6. プライバシーの尊重

- ① 個人の秘密は厳かに尊重します。
- ② 居室に入るときは、利用者の了解を得ることとします。
- ③ 個人宛て郵便物の開封、私物の点検等に関しては了解の上行います。
- ④ ADL 介助の場合には必ず利用者の了解を得ることとします。また、他人の視線に晒されないように配慮いたします。

#### 7. 職場におけるセクシャルハラスメントの防止

- ① お互いの人格を尊重し、その言葉や行動に注意します。
- ② お互いに仕事上での対等なパートナーとしての意識をもちます。
- ③ 性的言動を不快に感じるかどうかについては、個人間、男女間、世代間で受け止め方に差があることを認識することとします。

#### 8. 懲 戒

上記の「倫理行動」に反した場合は、「就業規則」第 8 章の規程による処分とします。

